

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故～ (東京都江戸川区)

事故概要

平成27年12月23日9時50分頃、東京都江戸川区の首都高速中央環状線葛西ジャンクションの高架道路において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して、右カーブになっている片側2車線の道路の第1通行帯を走行中、カーブを曲がり切れずに左側壁に衝突し、コンテナセミトレーラ部が金網フェンスを押し倒し、側壁を乗り越え宙ぶり状態となり、コンテナは高架道路下の荒川に落下した。

この事故による死傷者はなかった。

事故状況図



原因

- ・ 運転者がジャンクションの右カーブ区間で**規制速度を超える70～80 km/h**の速度で進入したところ、運転者が落下物を避けようとして**ハンドルを更に右に操作した**ものであり、**十分な減速をしていなかった**ため当該車両が**バランスを崩し左側壁に衝突した**ものと推定される。
- ・ 運転者は、**経験や慣れから漫然運転**をしていた可能性があるほか、荷下ろし場所での手待ち時間短縮のため少しでも目的地に早く到着しようとしていた可能性が考えられる。また、当該事業者において**コンテナセミトレーラの運転特性等**について**十分な指導教育を受ける機会がなく**、カーブ区間では**十分に減速し慎重に運転**する必要があること等の**認識が希薄**であった可能性が考えられる。
- ・ 当該事業者では、様々な点でずさんな安全管理状況が見られ、事業者の安全管理を軽視した姿勢が事故の背景にあったと考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、「**国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル**」を活用し、運転経験の長い運転者であっても、コンテナセミトレーラの**挙動特性等**について**繰り返し指導教育**を行うこと。
- ★ 事業者は、特殊車両通行許可を受ける必要がある道路を通行する場合は確実に許可を受けることはもとより、運転者に対して**運行経路や積荷等を踏まえた具体的な安全運行の指示**を行うこと。
- ★ 事業者は、運転者の乗務実態に合わせて、十分な数の運行管理者又は補助者を配置し、**点呼を確実に実施**させること。